



株式会社マイナビ

(就職、転職等のポータルサイトの運営等の事業を営む特定事業者)

株式会社マイナビ出版

(出版業を営む特定事業者 H27.10.1 株式会社マイナビの出版事業部門が分社化)

- ① 原稿作成業務を委託 (2社ともに)
- ② 著作物の利用許諾 (分社化後はマイナビ出版のみ)
- ③ 広告販売促進業務を委託 (同上)
- ④ 講演業務を委託 (マイナビのみ)



税込単価等

委託料・使用料(印税)
の支払

原稿作成事業者、著作権者、広告販売促進事業者、委託講師 ※
(特定供給事業者 約1,030名)

※ フリーランスのライター、デザイナー、カメラマン等を含む



※違反行為※

- **マイナビ**…上記特定供給事業者に対し、H26.4.1以後も原稿単価等及び講演単価に消費税率引上げ分を上乗せせずに原稿委託料等又は講演業務の委託料を支払った(注1)。
- **マイナビ出版**…上記特定供給事業者に対し、H27.10.1以後も原稿単価等をマイナビが消費税率引上げ分を上乗せせず据え置いた原稿単価等と同額のまま定め原稿委託料等を支払った(注2)。

(注1)マイナビは、原稿作成事業者等に対して、平成30年2月28日までに、平成26年4月1日に遡って当該引上げ分相当額を支払った。

(注2)マイナビ出版は、原稿作成事業者等に対して、平成30年5月31日までに、平成27年10月1日に遡って当該引上げ分相当額を支払った。



※勧告の内容※

○今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自社の役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること

○消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと
など

消費税転嫁対策特別措置法では、合理的な理由なく消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価の額を定める行為を「買ったたき」として禁止しています。



消費税転嫁されたイルカちゃん

参考